

河合町さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の良好な生活環境の確保を図るとともに、所有者不明猫による住民トラブルをなくすため、所有者不明猫を地域の皆で適正に管理する地域猫とする活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下「チケット」という。)を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 所有・占有の意思を持つ特定の飼い主により継続的に給餌給水等の世話をされている猫をいう。
- (2) 所有者不明猫 特定の飼い主がない猫をいう。
- (3) 地域猫 特定の飼い主がないが、地域住民によって継続的に給餌給水等の世話をされている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティア団体等が地域に住み着いた所有者不明猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。
- (6) 多頭飼育崩壊 無秩序にペットが増え、飼い主が適正に飼育できる数を超えた結果、経済的にも破綻し、ペットの飼育ができなくなる状況をいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、不妊手術をしようとする者で次の各号のいずれかに該当する団体(その構成員の半数以上が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による河合町の住民基本台帳に記載されているものに限る。)とする。

- (1) 所有者不明猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる団体
- (2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す団体。ただし、多頭飼育者本人及び親族を含む団体は除くものとする。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の所有者不明猫

- (2) 飼い猫にする予定の所有者不明猫
- (3) 以前は所有者不明猫であったが、現在は飼い猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い猫

(申請)

第5条 チケットを申請しようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)、団体名簿(様式第2号)、実施地域の代表組織の地域猫活動同意書(様式第3号)、対象猫の写真、捕獲予定場所の地図を提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(チケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付したチケットの全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (2) その他町長が必要と認めるとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第5号)を提出するとともに、利用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

2 申請者は、団体で運営するホームページ(ない場合はSNS等でも可)に、公益財団法人どうぶつ基金が定める定型文およびハイパーリンクを掲載するものとする。

(免責)

第9条 町長は、所有者不明猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。